

〔報告〕 文化財としての自然史資料の現地保存

朽津 信明

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行拡大に伴う移動自粛などの影響で、2020年には人々が文化財を実際に訪れる機会が減少したことを受けて、本誌60号では文化財を現地で保存することの意義について検討を試みた（以下、前稿とする）¹⁾。その後も移動自粛の傾向は続いており、各旅行会社からは画面上で様々な遺跡を視聴する機会を提供するオンラインツアーの企画が多数提示され²⁾、博物館でもSNSなどを通じた所蔵資料の情報発信が盛んになっている³⁾。もしも画面上で文化財の価値を余すところなく伝えることができるのであれば、人々が文化財を訪れる意義が低下するとともに、文化財保存を考える際にも、「文化財は現地になくても現物は別の場所に仕舞っておいて、情報発信はデータで行う」という極論を呼びかねない。前稿で見たように、不動産文化財だけでなく動産文化財にも現地という概念は想定され得るが、保存環境が重視されるあまり文化財の現地保存という考え方が軽視されるようになるのであれば、それは決して望ましい方向とは思われない。

前稿では、例えば天然記念物である化石と有形文化財である考古資料のように、現状では文化財として異なる範疇として扱われるもの同士であっても、その現地保存に関する概念が類似する場合がある点を指摘した。しかし考えてみると、考古遺物にとっての出土地点は、史跡という不動産的価値が認知しやすい別の範疇の文化財として捉えられる場合が多いのに対して、化石を包含する地層が文化財指定を受ける場合には天然記念物という化石と同じ範疇が一般的であり、そうなる動産的扱いを受ける自然史資料と不動産的扱いを受ける自然史資料との概念の違いが、考古遺物の場合に比べて意識されにくいことになる。

そこで本稿では、不動産的概念と動産的概念とが混在する自然史資料を主たる対象として、あらためて文化財の現地という概念について検討を試みる。また、前稿でも試みたように、指定範疇の異なる文化財同士の概念を比較検討することにより、それぞれの文化財の持つ価値が改めて認識され、その文化財の保存のあり方について理解が深まることも期待される。このことから、自然史資料と対比される他の文化財にとっての現地保存についても本稿で再考を試み、文化財の現地保存について改めて検討することにする。

2. 用語の整理

自然史資料という言葉は、「自然界の構成員である鉱物・岩石、植物・動物など⁴⁾」を指して用いられ、これは文化財保護法⁵⁾における天然記念物指定を受ける可能性を持つ対象である、「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）」という概念とほぼ共通する。従って本稿でも、原則として鉱物・岩石、植物・動物について検討することとするが、現生の生物についてはその生育地という概念を想定することはできるものの、他の文化財にとっての現地の概念と比較検証することは容易ではないと考えられることから、現生の生物は原則として対象とせず、それ以外の自然史資料を中心として扱うこととする。

本稿における文化財としては、文化財保護法第二条に示されている概念のうち、国、都道府県、市町村によって指定を受けているものを取り上げる。文化財保護法第二条から、自然史資料が文化財の概念に含まれることは明白だが、一方で世界遺産条約⁶⁾を参照すると、自然史資料は通常の場合には自然遺産（もしくは複合遺産の一部）と見做され、自然史資料だけが単独で文化遺産と認識される可能性は乏しい。例えば世界遺産に登録されている「屋久島」は自然遺産であって文化遺産として扱われることは考えにくい。一方で「屋久島スギ原始林」は特別天然記念物であり、文化財の範疇に確実に含まれている。このことから、本稿では文化財としての自然史資料にとっての現地の概念を考えていき、それを他の文化財における現地の概念と対比していく。

なお、これらの概念以外にも例えば日本ジオパークの中でジオサイトに指定を受ける⁷⁾など、自然史資料の価値が評価を受ける根拠は設定可能だが、それらは基本的には露頭が対象とされ、現地という概念が問題になるケースは少ないと想定されることから、本稿では論じない。

3. 自然史資料と人文資料の概念

文化財としての自然史資料の現地保存を考えるに当たっては、そもそも文化財としての自然史資料という概念の示す範囲について明確にしておく必要がある。本稿では、国、都道府県、市町村で天然記念物に指定を受けているものをまずは自然史資料の文化財と認識することとして、それを主たる検討対象とする。他に、名勝に指定を受けているもので自然的名勝とされるものが該当する可能性も考えられるが、それらについては現地の概念が問題になるケースは少ないと判断して本稿では除外し、便宜的にそれ以外の範疇で文化財指定を受けているものを全て人文資料の文化財として議論を進める。ただし、このような扱い方をした場合、本稿の対象外である現生生物の文化財であれば、人文資料の文化財との区別が曖昧となる事例は一部の例外的なものに限定されそうだが、それ以外の自然史資料の文化財の場合には、人文資料の文化財との区別は曖昧にならざるを得ない。

例えば、東日本大震災以降に被災遺構の保存を求める声が大きくなっている⁸⁾が、歴史的に保存されてきた被災遺構には、災害を引き起こした自然現象を伝える自然史資料としての側面と、それによって過去の人々が被災した歴史的事実を伝える人文資料としての側面とが混在するケースが多い。1783年に起きた天明の浅間山噴火は、当時の人々に大きな災害を引き起こしているが、それが文化財としての指定を受けている事例としては、1956年に群馬県指定史跡となった、嬭恋村の「天明三年浅間やけ遺跡」がある⁹⁾。これは、浅間山の噴火に伴う土石流に埋まった鎌原観音堂付近が、史跡の概念で文化財指定を受けているもので、人文資料の文化財としての江戸時代の被災遺構と言える。

一方で、1914年の桜島噴火に伴って火山灰に埋没した鹿児島市の腹五所神社付近には、「噴火により埋没した鳥居及び門柱」として1958年に鹿児島県指定天然記念物となっているものがある¹⁰⁾。人工物が火山噴出物によって埋没した状態にあるという点で、この事例も先述の鎌原観音堂付近と共通点の多い大正時代の被災遺構だが、こちらは自然史資料の文化財として扱われていることになる。

この他、過去に発見あるいは収集された自然史資料について、そのこと自体に歴史的価値が認められる場合には、自然史資料として扱われる場合と人文資料として扱われる場合との両方が考えられる。例えば2001年に群馬県の天然記念物に指定を受けた「オオツノシカの化石骨」は、1797年に今の富岡市の人々によって発掘された化石が、現在は富岡市立美術博物館に寄託されて自然史資料の文化財として扱われている事例である¹¹⁾。これに合わせて、出土地点の

近傍に翌1798年に建てられた石造の「出土記念碑」、1800年に幕府関係者によって作られた「鑑定書」、そして七日市藩によって記された「出土記録書」が附指定を受けており、これらの人工物も天然記念物の一部として自然史資料の文化財として扱われていることになる。

一方で2019年に大阪市指定有形文化財（歴史資料）となった「文化元年南庄村出土龍骨関係資料」は、1804年に現在の津市で出土した象（古代象）の化石が膳所藩に献上され、それについて藩で作られた記録など、関係する歴史的な文書が一括で人文資料の文化財として扱われているものである¹²⁾。化石自体は国立科学博物館に納められて現存し、また出土地には記念の「伏龍祠」という祠が建てられていて、この点も富岡市の事例と類似するが、それらは現状で文化財指定を受けていない。つまり、江戸時代に出土した動物化石という類似した事例に関連して、片方では現存する化石が天然記念物指定を受けて、出土地に建てられた石碑も鑑定書や出土経緯に関わる文書も自然史資料の文化財として扱われているのに対して、もう片方では文書のみが人文資料の文化財として扱われているという状況にある。

また、過去に収集されていた自然史標本の文化財としての扱いについても、考え方が分かれる場合が見られる。例えば1997年に大阪府指定有形文化財（歴史資料）となった「木村兼葭堂貝石標本」は、江戸時代の本草学者であった木村兼葭堂が収集した貝や岩石などの標本が現代まで伝えられてきた資料であり（図1）、現在は大阪市立自然史博物館で管理がなされている¹³⁾。また、同館で管理されている「畔田翠山腊葉資料」は江戸時代に作成された植物の乾燥標本であり、2007年に大阪市指定有形文化財（歴史資料）となっている¹⁴⁾。これらの資料は、その自然史資料としての価値というよりは、江戸時代に収集されていた人文資料として評価を受けてそれぞれ指定を受けていることになる。一方で同じ大阪市立自然史博物館で管理されている「三木茂博士収集メタセコイア化石標本」は、メタセコイアの発見者である三木茂の資料が、2017年に大阪市の天然記念物に指定を受けている事例である¹⁵⁾。この場合には、収集された資料の自然史資料としての価値で評価を受けている自然史資料の文化財という理解となる。

このように、類似した概念の存在が、自然史資料として扱われている場合もあれば人文資料として扱われている場合もあるが、そもそも自然史資料と人文資料とは相反する概念ではなく、両方の概念で二重に文化財指定を受けている存在も指摘可能である。まず、日光市の「日光杉並木街道附並木寄進碑」は、もともとは1922年に当時の史蹟に指定を受けていたものが、現在は国の特別史跡かつ特別天然記念物となっている¹⁶⁾。これは、日光東照宮への参詣道として



図1 大阪府指定有形文化財「木村兼葭堂貝石標本」（大阪市立自然史博物館所蔵）

整備された街道に江戸時代初期に植えられた木々が、その歴史的観点から人文資料として扱われるとともに、杉並木として自然史資料としても扱われているものであり、現生生物が人文資料の文化財としても扱われている例外的な事例である。これに加えて高松市の「屋島¹⁷⁾」と香美市の「龍河洞¹⁸⁾」が1934年にそれぞれ史蹟及び天然記念物に二重指定を受けている事例もあるが、これらはいずれも自然史資料として価値の高い場所において、歴史的な人間活動の痕跡も認められるために人文資料としても扱われているもので、どちらかと言えば自然史及び人文それぞれ独立に価値が認められる場所がたまたま一致して文化財指定を受けているという理解となる。また、茅ヶ崎市の「旧相模川橋脚」は1923年の関東大震災に伴って発見された鎌倉時代の遺構で、その段階で1926年に史蹟指定を受けていたが、後に関東大震災時に起きた自然現象の痕跡が確認され、2013年に国の天然記念物指定を受けた事例である¹⁹⁾。

他に「自然界の構成員である鉱物・岩石、植物・動物など」と言うことだと、人文資料として指定を受けている石造物、木製品、骨角器なども全て自然史資料の一種として見ることもできてしまうが、ここでは、加工が施されていない鉱物、岩石、植物、動物などが人文資料として文化財指定を受けている事例について考えてみる。例えば大阪市の森の宮遺跡展示室で管理されている「森の宮貝塚出土人骨²⁰⁾」は、2014年に大阪市指定有形文化財（考古資料）となっているが、加工が施されていない人類の骨が人文資料としての文化財指定を受けている事例となる（指定品の中には加工が施された人骨資料も含まれる）。また、1998年に国指定重要文化財（考古資料）となった「宮城県田柄貝塚出土品」に、「石鏃嵌入獣骨」が附指定を受けて多賀城市の東北歴史博物館で所蔵されており、これは、加工されていない獣骨そのものが、鏃が刺さった状態にあることで人文資料として文化財指定を受けている²¹⁾事例である。

価値の認識のされ方という点で言えば、鉱山跡は通常は遺跡として人文資料として文化財指定を受ける場合が多いが、鉱石としての価値が自然史資料として文化財指定を受ける場合もある。例えば佐渡市の「佐渡金銀山遺跡」は2017年に国指定史跡となっている事例²²⁾だが、そこから得られた鉱石である史跡佐渡金山展示資料館の「佐渡鉱床の金鉱石」は2009年に新潟県指定天然記念物となっている。また、大田市の「松代鉱山の霰石産地」は、鉱山跡の現地が1959年に国指定天然記念物となっている²³⁾。この事例では、その場所で産出する鉱石の自然史資料としての価値で現地が文化財指定を受けていると考えられる。

以上見てきたように、文化財としての自然史資料という概念は流動的にならざるを得ず、そもそも自然史資料の文化財と人文資料の文化財という分け方自体に妥当性は乏しいが、それを十分に認識した上で、以下では、国、都道府県、市町村で天然記念物指定を受けている対象を自然史資料の文化財として、現生生物以外を主たる対象としてその現地保存の概念について検討を進めていく。

4. 自然史資料における現地保存の概念

文化財としての自然史資料の現地という概念について、前稿では、化石がその産出地点で保存される場合と、地層から取り外されて建物内で保存される場合とを比較して論じたが、それでは前章で見た「三木茂博士収集メタセコイア化石標本」は、現地保存ではない事例という理解となるだろう。これに対して、美濃加茂市の「メタセコイア珪化木」は、新第三紀中新世の凝灰質砂岩中に埋没した状態のメタセコイア化石が、1970年に岐阜県の天然記念物に指定された事例である²⁴⁾。これは、もともとのメタセコイアの生育していた地点ではなく、あくまでも死後に流木として堆積した後に化石化したものと考えられるが、その産出地の地層から取り出されることなくそのままの場所で保存が図られており、これは前稿で見た化石の現地保

存の概念に当たるだろうと考えられる。一方で、井原市美星中学校にて保管されている「珪化木」は、既に地層から取り出されていた状態で2005年に井原市指定天然記念物となっている²⁵⁾ため、これは現地保存ではない化石となるだろう。上記の岐阜県の「メタセコイア珪化木」は流木と見られるためこの限りではないが、一般には樹木の化石がその生育地だったと見られる地層内で見つかる場合には、その場所に現地性が意識される場合が多く、例えば一戸町の「根反の大珪化木」が1936年に天然記念物（現在は国の特別天然記念物）指定を受けている²⁶⁾ように、産出地として文化財指定を受けて現地保存が図られる事例が多い。井原市の指定事例はどちらかと言えば例外的で、例えば狭山市笹井で発見されたメタセコイア化石²⁷⁾が取り出されて埼玉県立自然の博物館で展示されているが（別個体が狭山市今宿遺跡の公園内でも展示）、現時点でその産出地も含めていずれも文化財指定は受けていない。

また、生痕化石にも現地性が意識されやすく、前稿では天草市弁天島の「恐竜足跡化石」が切り取られて天草市御所浦白亜紀資料館内で展示されている例を、現地保存ではない事例として紹介した。同例では、2003年に当時の御所浦町指定天然記念物となっていたものが、2007年に指定解除されてから切り取られており、現地性が損なわれることに伴って文化財指定から外れた可能性が考えられる。これに対比される存在として、1994年に切り取られた「恐竜の足跡化石」が、小谷村郷土館で展示されている状態で2003年に長野県指定天然記念物となった事例もある（図2）²⁸⁾。これは例外的な、現地保存ではない生痕化石の自然史資料としての文化財指定事例となる。

天然の鉱石についても産出地の意識が比較的持たれやすく、例えば亀岡市の「稗田野の董青石仮晶」は1922年に天然記念物指定を受けている²⁹⁾が、桜石という俗称でよく知られる、取り出されて各地で展示されている個々の鉱石資料ではなく、その産出地が指定対象となっている。ただし、1962年に福岡県指定天然記念物となった「梅花石岩層附梅花石大形置物」では、産出地が指定を受けている一方で、取り出されて別置保存されている特定の鉱石資料（置物）



図2 小谷村郷土館の「恐竜の足跡化石」

露頭から切り出された生痕化石が、長野県指定天然記念物として屋内展示されている。

も附指定を受けていて、この場合は現地保存ではない鉱石がその産出地と同じ範疇で文化財指定されている事例である³⁰⁾。また、1982年に湯河原町指定天然記念物となっている「湯河原沸石の産地」は鉱石の現地保存事例だが、地層から取り出されて湯河原観光会館に保管されている鉱石も同年に「湯河原沸石」として湯河原町指定天然記念物となっており、これは現地保存されていない鉱石資料が独立に文化財として指定を受けた事例になる³¹⁾。

これまで見た事例は、地球上で形成された鉱石を、その産出地で保存するかどうかという視点だったが、地球外から供給された隕石も自然史資料であり、それが文化財指定を受けている事例もある。例えば1974年に新潟県指定天然記念物となった「櫛池の隕石」は、1920年に現在の上越市に落下したものだが、落下地点近傍の上越清里星のふるさと館内で展示公開されている³²⁾。一方でその落下地点には現在、櫛池隕石落下公園が造られていて、それがこの隕石資料にとっての現地という扱いを受けている(図3)が、その場所は現時点で文化財の概念としては指定を受けていない。また、1837年に現在の燕市に落下した米納津隕石は、現物は未指定で国立科学博物館で管理されているが、現地の概念である落下地点(近傍)には1962年に記念碑が建てられ、「米納津隕石落下地記念碑」として1967年に吉田町指定史跡(現在は燕市指定)となっている³³⁾。指定の5年前に建てられた、上に隕石の模型を伴った石碑(図4)自体の史跡としての価値というよりは、1837年に隕石が落下していた場所(厳密には微妙に異なるようだが)という歴史的観点で、現地が人文資料としての文化財指定を受けた事例と考えられる。隕石の事例と類似した存在として、2016年に鹿児島県指定天然記念物となった、「スレッドレーススコリア」も挙げられ、これは1914年の桜島噴火に伴う噴出物だが、その落下地点ではなく、同じ鹿児島市内にある鹿児島県立博物館内で保存・展示されている³⁴⁾。これも、現地保存ではない自然史資料の文化財指定事例と解釈される。

動物化石としては、前稿では1974年に長野県指定天然記念物となった松本市の「穴沢のクジラ化石」のような現地保存事例をいくつか取り上げたが、3章で見た「オオツノシカの化石骨」の事例のように、取り出されて別置保存された動物化石があたかも動産文化財のように天然記念物指定を受ける事例は、植物化石に比べて多く指摘できる。例えば2016年に天然記念物指定を受けた埼玉県の「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」は、露頭6か所と海棲哺乳類の化



図3 櫛池隕石落下公園(文化財としては未指定)

新潟県指定天然記念物である「櫛池の隕石」(近傍の上越清里星のふるさと館で展示)が、1920年に落下した地点に造られている農林公園



図4 「米納津隕石落下地記念碑」(燕市指定史跡)

石9点とが同じ範疇で指定を受けているもので³⁵⁾、このうちの動物化石9点はいずれも取り出されて埼玉県立自然の博物館で保管されている状態である。また、1977年に長崎県指定天然記念物となった「壱岐産ステゴドン象化石」は、地層から取り出されて壱岐市立一支国博物館で管理されており³⁶⁾、壱岐市にあるその産出地点は、「壱岐のステゴドン象化石産出地」という別の概念で1977年に長崎指定天然記念物となっている³⁷⁾。後者は、動物化石が取り出された後の産出地点が、動物化石とは別に自然史資料として文化財指定を受けている事例となる。

なお、取り出された化石が建物内で天然記念物指定を受ける場合には、取り出された後の産出地は文化財指定を受けない事例も多く見られ、例えば2003年に埼玉県指定天然記念物となった「狭山市笹井産出アケボノゾウ骨格化石」は、埼玉県立自然の博物館で展示されている³⁸⁾が(狭山市立博物館で展示されている化石も独立して別に埼玉県指定天然記念物)、狭山市笹井の産出地点は現時点で天然記念物指定を受けていない。これは、同じ狭山市笹井の近接地から取り出されて同じ博物館内で展示されているメタセコイア化石が未指定である点と合わせて、指定に際しての一つの特徴と言える。逆に、化石の産出地が天然記念物指定を受け、その主たる要因となった動物化石が取り出された状態で現存していても、文化財指定を受けていないケースもある。例えば大船渡市の「樋口沢ゴトランド紀化石産地」は1957年に国の天然記念物に指定を受けている³⁹⁾が、その指定のきっかけとなったシルル紀の川内層から産出された化石の中には例えば岩手県立博物館などに所蔵されて現存するものもある⁴⁰⁾が、それらの中で文化財指定を受けた事例は今のところ見当たらない。

断層や地質構造などの地面の概念が文化財指定を受ける場合には、基本的にそれが観察される露頭が現地として指定を受けることになるが、それが露頭から切り取られて建物内で展示される場合もある。例えば「大鹿村の中央構造線(北川露頭・安康露頭)」は2013年に国の天然記念物指定を受けて現地保存されているが、一方で北川露頭から切り取られた断層付近の岩体資料が北川露頭標本として大鹿村中央構造線博物館内で展示されている(図5)⁴¹⁾。これは天然記念物の指定概念に含まれていないため本稿で見ていく文化財としての保存事例には含まれないが、切り取りが行われて以降も北川露頭現地に断層は認知可能な状態で残されており、天然記念物としての価値は減じられていないと理解される。取り出された資料の指定事例としては、2020年に福島県指定天然記念物となった「石川のペグマタイト鉱物と和久観音山鉱床」に



図5 大鹿村中央構造線博物館で展示されている北川露頭標本
露頭から切り出された資料は未指定だが、切り出し後の露頭現地は天然記念物。

において、石川町立歴史民俗資料館内で管理されているペグマタイト鉱物が現地保存ではない資料であり⁴²⁾、これには上で既に見た鉱石としての価値だけでなく、ペグマタイトという産状を伝える資料としての価値も含まれていると考えられる。この場合にも、資料が取り出された後の現地に残されている部分の価値も損なわれていないという判断となっていると思われる。

5. 対比される人文資料の現地保存の概念

次に、これまでに取り上げてきた自然史資料における現地の概念と対比可能な人文資料で、文化財指定を受けている事例を見て比較していくことにする。

まず、植物化石、生痕化石、鉱石の事例と類似して、現地性がある程度強く意識される人文資料として、古墳の埋葬施設について考えてみる。古墳の石室はその土地に人間を葬った痕跡であるため現地の概念が明確で、通常の場合には墳丘とともに史跡指定を受けて現地で保存が図られるが、本来の埋葬地から石室だけ移設されて、それが有形文化財として取り扱われることがある。例えば北区の「赤羽台第3号古墳石室」は1982年に発見された後、石室部分が移設されて移設先の北区中央公園内で1989年に北区指定有形文化財（考古資料）となっている（図6）⁴³⁾。これは、現地保存されていない古墳石室が、有形文化財という動産文化財の概念で指定を受けた事例であり、現地保存でなくても文化財指定を受けている点では前章で見た小谷村郷土館の「恐竜の足跡化石」の事例と類似する面があるが、その指定文化財としての範疇が通常の現地保存の石室事例と変わっている点が異なっている。

これが石棺となると移設事例は多くなり、現地から取り出された石棺だけが文化財指定を受けている事例は前稿でもいくつか取り上げたが、例えば城陽市の久津川車塚古墳は石棺が既に取り出された状態にあった古墳現地が1979年に国指定史跡となっていて（現在は史跡「久津川古墳群」を構成する一部）、それ以前から京都大学で保管されていた「長持形石棺／京都府城陽市久津川車塚古墳出土」は、1991年に国指定重要文化財（考古資料）となっている⁴⁴⁾。現地に残された古墳と取り出された石棺との両方がそれぞれ別の文化財の範疇として捉えられていることになる。

陶棺の場合には、取り出されて別置保存される事例の方が多くなり、例えば1980年に池田市



図6 移築された「赤羽台3号古墳石室」

東京都北区中央公園内に移設されて、北区の有形文化財（考古資料）に指定を受けている。

指定史跡となった「五月ヶ丘古墳および出土遺物」では、古墳現地と、取り出されて近接する池田市歴史民俗資料館で管理されている陶棺とが、同じ史跡の範疇で指定を受けている、陶棺の文化財指定事例となる⁴⁵⁾。その意味では、「梅花石岩層附梅花石大形置物」の事例と対比可能な、現地と取り出されて建物内にある資料とが同じ範疇で文化財指定を受けている人文資料の事例となる。

陶棺の現地保存事例としては、1973年に兵庫県指定史跡となっている上郡町の丸尾古墳において、石室内に残されている陶棺の身の部分が、「丸尾古墳 附 羨道部存置の陶棺」として史跡を構成する一部として指定されている事例⁴⁶⁾がある。ただしこの陶棺の蓋とされる部分は近隣の赤穂市の有年考古館内で別途保管されていて、こちらは1988年に「有年考古館収蔵考古資料」として赤穂市指定文化財（考古資料）となった資料のうちの一点を構成している⁴⁷⁾。現地に残存する陶棺資料と取り出されて別置保存されている陶棺資料とがそれぞれで文化財指定を受けている点で、「湯河原沸石の産地」及び「湯河原沸石」に対比可能な人文資料の事例と言える。ただし丸尾古墳のケースでは、同じ陶棺を構成する部材でも、現地保存されている部材は不動産文化財の一部と見做されていて、現地保存ではない方の部材は動産文化財の一部と見做されている事例となり、これは自然史資料では見られない指定の考え方として注目される。

なお、前稿で有形文化財の現地保存事例として取り上げた、福岡市の金隈遺跡の甕棺については、甕棺自体は有形文化財としての指定は受けておらず、あくまでも1972年に国指定史跡となっている「金隈遺跡」を構成しながら覆屋内で現地考保存が図られている甕棺の事例である。この事例は、前稿で見た「穴沢のクジラ化石」がその産出地で長野県の天然記念物指定を受けて覆屋内で保存が図られている事例と類似する面があるが、甕棺自体が文化財指定対象として明確には表現されていない点が異なっている。このことからすると、「五月ヶ丘古墳および出土遺物」の事例は人文資料としてはどちらかと言えば例外的と考えられ、考古遺物の場合には、その出土地点で保存が図られる場合には不動産文化財としての史跡を構成する一部と捉えられがちで、現地保存ではなくなる段階で動産文化財と認識されて、有形文化財として扱われるようになる傾向が一般的には見出される。

これを突き詰めれば、考古出土遺物で文化財指定を受けているものの多くは、現地保存ではない状態で有形文化財の扱いを受けている事例という理解となり、動物化石で産出地から取り出されて指定を受けている事例と概念が類似する。そしてその考古遺物の出土地点も遺跡として文化財指定を受けている場合には、前章で見た「壱岐のステゴドン象化石産出地」、「壱岐産ステゴドン象化石」の事例と対比可能な、取り出されたものとその産出地とがそれぞれ別の価値で捉えられている人文資料という理解となる。例えば「宮地嶽古墳出土品」は古墳から取り出されて1936年に旧国宝（現行法でも国宝（考古資料））指定を受けて現在は九州国立博物館などに寄託されている⁴⁸⁾が、福津市の宮地嶽古墳現地は2005年に国指定史跡となった「津屋崎古墳群」の一つを構成する⁴⁹⁾。この場合には、文化財としては有形文化財と史跡というそれぞれ異なる範疇の指定が与えられている点において、いずれもが天然記念物と認識される自然史資料の場合とは異なっている。

また、「狭山市笹井産出アケボノゾウ骨格化石」に対比されるような、取り出された出土遺物だけが文化財指定を受けている人文資料としては、例えばうきは市の「筑後国浮羽郡月岡古墳出土品」が、1961年に国指定重要文化財（考古資料）となって吉井町歴史民俗資料館で管理されている事例が挙げられる⁵⁰⁾。その出土地点である、現存する全長100 m 近くある巨大前方後円墳である月岡古墳現地は、史跡などの文化財指定は現時点で受けていない。逆の事例について考えると、史跡指定は遺構の価値によって受ける場合が多いため、たまたまその史跡指定地内から出土した遺物が全く文化財指定を受けないようなケースは少なくない。敢えて「樋口沢ゴトランド紀化石産地」のようなイメージで、その出土地点現地が史跡指定を受ける主たる要因となったと見られる対象が、取り出されて現存しながら文化財指定を受けていないケースを探せば、例えば1975年に熊本県指定史跡となっている宇城市の「鴨籠古墳⁵¹⁾」は対比可能かも知れない。同古墳は削平が進んでいるとは言え現地には石室下部が一部残存しているため、遺構としての価値で史跡指定を受けているという見方もあり得るが、取り出されて現在は熊本県立美術館で展示公開されている石棺に、直弧文と彩色が確認されることで装飾古墳と認識されていることがこの古墳の重要な価値とも考えられ、その石棺の方は現地には存在せず現時点で有形文化財の指定は受けていない。

自然史資料における断層や地質構造などの地層の概念に対比される人文資料としては、地面に刻まれた遺構そのものが考えられる。前章で見た北川露頭標本のような概念で、遺構が切り取られて博物館内で展示される事例は多いが、それが文化財指定を受けるケースは人文資料においても稀で、2016年に福岡県指定有形文化財（考古資料）となった小郡市の「寺福童遺跡出土銅戈及び銅戈埋納遺構切取資料」が、小郡市埋蔵文化財調査センターで保存されている⁵²⁾事例は例外的存在と言える（図7）。遺物が取り出された後の遺構が史跡として文化財指定を受けるケースは極めて多いが、寺福童遺跡の現地は史跡などの概念の指定は受けておらず、遺構自身が切り取られてしまうと残された場所には遺構の価値が残存しにくく、奥行き方向に連続して認識可能なことが多い断層の場合とは状況が異なっている。

現地から移動された遺構の文化財指定事例の中には、1973年に奈良県の山添村指定史跡となっていた「天神社遷幸の地」⁵³⁾が、1990年の布目ダム建設に伴って移設されて以降にも史跡指定解除とはなっていない事例もある。これは、現地保存されていない不動産文化財の例外的な指定事例であり、歴史的な信仰地が、移設後の場所でも信仰地として継続されていることで移設によって価値が損なわれていないと評価されているものと考えられる。もちろん前稿で既に論じたように、地上に構築される建造物では、例えば1958年の指定以後の1960年に移築されて以降も国指定重要文化財（建造物）である諫早市の「眼鏡橋」のように、指定以後に移築



図7 「寺福童遺跡出土銅戈及び銅戈埋納遺構切取資料」のうちの遺構切取資料
写真中央の銅戈は埋納状況を示すためのレプリカで、福岡県指定有形文化財の銅戈は別置保存。写真内では、周りの土でできた切取資料部分のみが福岡県指定有形文化財。

されて指定解除に至らない事例や、移築以後の場所で指定に至るケースは少なくないが、地面が対象となる史跡という概念では珍しい。また、移動以後の場所で史跡の概念で指定を受けた事例としては、前稿でも触れたうきは市の原古墳の石室奥壁が、1928年に墳丘外に引きずり出された状態のままで、1978年に国指定史跡「屋形古墳群」を構成する一つとして指定に至っている。

なお、1973年に山添村指定有形文化財（彫刻）となっていた「烏ヶ淵石仏」⁵²⁾は、上記の「天神社遷幸の地」と同じタイミングで1990年に移設されているが、移設後も指定解除には至っていない。磨崖仏の場合には、例えば1934年に史蹟に指定を受けて今日に至っている大分元町石仏のように、不動産文化財として史跡指定のみを受ける事例。1934年に史蹟に指定を受け（現在は特別史跡）、1962年に重要文化財指定（彫刻）を受けて（現在は国宝）二重指定となっている臼杵磨崖仏のように、不動産的価値と動産的価値の両方で評価を受ける事例など、その評価のされ方はまちまちで、上で見た甕棺などの考古資料とは異なり、現地保存の状態でも有形文化財として見做される場合が少なくない。そうした中で本例の場合には、もともと有形文化財指定のみだったこともあり、現地保存でなくなってもその価値が損なわれていないと判断された事例と考えられる。

6. 考察

これまでに取り上げてきた文化財を表1に示し、自然史資料を中心として、文化財の現地保存についてあらためて検討する。

まず、植物化石の場合と比べると動物化石では現地から取り出されて建物内で文化財指定を受けているケースが多く、文化財指定に際してはその産出地の概念があまり重要視されていないようなケースも認められた。これには、もちろんそれぞれの資料としての価値が第一だろうが、それに加えて植物の場合には「根が生える」という日本語に象徴されるように化石となってもその生育地の概念が比較的意識されやすいのに比べて、動物は生育時には自力で自由に移動していたケースが多いと考えられることから、現地という概念が持たれにくい可能性も考え

表1 本稿で取り上げた文化財一覧

指定名称	指定範疇	存在状態	資料実態
天明三年浅間やけ遺跡	群馬県指定史跡	現地	被災遺構
噴火により埋没した鳥居及び門柱	鹿児島県指定天然記念物	現地	被災遺構
オオツノシカの化石骨	群馬県指定天然記念物	屋内	取り出された動物化石
附 出土記念碑		現地	化石産出地
附 鑑定書、出土記録		屋内	文書
文化元年南庄村出土龍骨関係資料	大津市指定有形文化財（歴史資料）	屋内	文書
木村兼霞堂貝石標本	大阪府指定有形文化財（歴史資料）	屋内	自然史標本
畔田翠山勝業資料	大阪市指定有形文化財（歴史資料）	屋内	自然史標本
三木茂博士収集メタセコシア化石標本	大阪市指定天然記念物	屋内	自然史標本
日光杉並木街道附並木寄進碑	特別史跡、特別天然記念物	現地	遺跡、現生生物
屋島	史跡、天然記念物	現地	遺跡、自然地形
龍河洞	史跡、天然記念物	現地	遺跡、鍾乳洞
旧相模川橋脚	史跡、天然記念物	現地	遺跡、地震痕跡
森の宮貝塚出土人骨	大阪市指定有形文化財（考古資料）	屋内	人骨（考古遺物？）
宮城県田柄貝塚出土品附石鏤嵌入獣骨	重要文化財（考古資料）	屋内	獣骨（考古遺物？）
佐渡金銀山遺跡	史跡	現地	遺跡
佐渡鉱床の金鉱石	新潟県指定天然記念物	屋内	自然史標本
松代鉱山の霞石産地	天然記念物	現地	岩石鉱物
メタセコシア珪化木	岐阜県指定天然記念物	現地	植物化石
珪化木	井原市指定天然記念物	屋内	取り出された植物化石
根反の大珪化木	特別天然記念物	現地	植物化石
メタセコシア古木株*	未指定	各屋内	取り出された植物化石
恐竜足跡化石*	天草市天然記念物指定解除	屋内	取り出された生痕化石
恐竜の足跡化石	長野県指定天然記念物	屋内	取り出された生痕化石
穂田野の董青石仮晶	天然記念物	現地	岩石鉱物
梅花石岩層	福岡県指定天然記念物	現地	岩石鉱物
附 梅花石大形置物		屋内	自然史標本
湯河原沸石の産地	湯河原町指定天然記念物	現地	岩石鉱物
湯河原沸石	湯河原町指定天然記念物	屋内	自然史標本
櫛池の隕石	新潟県指定天然記念物	屋内	自然史標本
(同落下公園*)	未指定	現地	遺跡？
米納津隕石落下地記念碑	燕市指定史跡	現地	遺跡？
スレッドレーススコリア	鹿児島県指定天然記念物	屋内	自然史標本
穴沢のクジラ化石	長野県指定天然記念物	現地	動物化石
古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群	天然記念物	現地、屋内	岩石鉱物、取り出された動物化石
宍岐産ステゴドン象化石	長崎県指定天然記念物	屋内	取り出された動物化石
宍岐のステゴドン象化石産出地	長崎県指定天然記念物	現地	化石産出地
狭山市笹井産出アケボノソウ骨格化石	埼玉県指定天然記念物	屋内	取り出された動物化石
樋口沢ゴトランド紀化石産地	天然記念物	現地	化石産出地
(シルル紀のサンゴ化石*)	未指定	各屋内	取り出された動物化石
大鹿村の中央構造線（北川露頭・安康露頭）	天然記念物	現地	地震痕跡
(北川露頭標本*)	未指定	屋内	自然史標本
石川のベクマタイト鉱物と和久観音山鉱床	福島県指定天然記念物	現地、屋内	岩石鉱物、自然史標本
赤羽台第3号古墳石室	北区指定有形文化財（考古資料）	屋内	移設された石室
久津川古墳群（久津川車塚古墳を含む）	史跡	現地	古墳
長持形石棺／京都府城陽市久津川車塚古墳出土	重要文化財（考古資料）	屋内	移設された石棺
五月ヶ丘古墳および出土遺物	池田市指定史跡	現地、屋内	古墳、取り出された陶棺**
丸尾古墳 附 羨道部存置の陶棺	兵庫県指定史跡	現地	古墳、陶棺身**
有年考古館収蔵考古資料（丸尾古墳陶棺蓋を含む）	赤穂市指定有形文化財（考古資料）	屋内	取り出された陶棺蓋
金隈遺跡	史跡	現地	遺跡
(甕棺*)	個体としては未指定	現地	甕棺**
宮地嶽古墳出土品	国宝（考古資料）	各屋内	考古遺物
津屋崎古墳群（宮地嶽古墳を含む）	史跡	現地	古墳
筑後国浮羽郡月岡古墳出土品	重要文化財（考古資料）	屋内	考古遺物
月岡古墳*	未指定	現地	古墳
鴨龍古墳	熊本県指定史跡	現地	古墳
(鴨龍古墳石棺*)	未指定	屋内	移設された石棺
寺福童遺跡出土銅戈及び銅戈埋納遺構切取資料	福岡県指定有形文化財（考古資料）	屋内	考古遺物、切り取られた遺構
天神社遷幸の地	山添村指定史跡	移設地	移設された遺構？
眼鏡橋	重要文化財（建造物）	移築地	移築された建造物
屋形古墳群（原古墳を含む）	史跡	移動先**	移動された石室材**
鳥ヶ淵石仏	山添村指定有形文化財（彫刻）	移設地	移設された磨崖仏
永川丸	重要文化財（歴史資料）	停泊地	船舶
一号御料車	重要文化財（歴史資料）	屋内	鉄道車両
忠類ハウマン象発掘跡地*	未指定	現地	動物化石産状模型**
田辺の鬼橋岩*	天然記念物指定解除	撤去済	自然地形
合戦原遺跡38号墓*	未指定	屋内	移設された横穴墓
裏の谷磨崖仏*	未指定	屋内	切り取られた磨崖仏

本文内で紹介した順。

*：現時点で指定文化財ではないので仮の名称

**：概念全体に当てはまる記載ではなく、本稿で言及した一部分の説明

られる。これはむしろ、現役時には自由に航行していた「氷川丸」が横浜市に停泊する状態で2016年に国指定重要文化財（歴史資料）となったり、自由に走行していた「一号御料車」が2003年に国指定重要文化財（歴史資料）となって現在はさいたま市の鉄道博物館内で展示されて動産文化財として扱われている事例と類似した感覚かも知れない。しかし、有形文化財としての考古遺物であればその出土地は遺跡として意識されることが多く、また生育地から移動されて堆積した状態の植物化石であってもその産出地点に現地の概念が持たれる事例もあることから、動物化石についてもその産出地や産出状態について、現状以上に意識が持たれてその価値付けが検討されていくような方向が望まれる。例えばいずれも文化財として未指定ではあるが、1969年に北海道幕別町で発見された忠類ナウマン象化石の現物は北海道博物館で管理されているのに対して、発見地には記念碑の他に発掘の際の産状を模型にしたパネルが展示されていたり、忠類ナウマン象記念館内で化石の産状復元模型が展示されているような方向性⁵⁴⁾は参考になるだろう。

これに対比される状況として5章で見たように、石室のようにその場所で構築されたと考えられる埋葬施設については不動産としての概念が比較的持たれやすいのに対して、甕棺や陶棺のように別の場所で製作されたものが特定の場所に設置されてそのまま存在している場合には、相対的に現地の概念が持たれにくい傾向が感じられる。しかし、磨崖仏においては史跡という概念だけでなく有形文化財としての指定を現地で受けている事例もあることから、例えば丸尾古墳の石室内に残る陶棺の身の部分や、金隈遺跡の原位置で保存されている甕棺のような存在についても、今後は現地に存在するままで有形文化財のような概念での保存の方向性も検討される余地があるだろう。

動物化石の産出地点という点で言えば、例えば3章で見た群馬県指定天然記念物である「オオツノシカの化石骨」に関して、その産出地点（厳密にはその近傍と見られる）には発見直後に建てられた「出土記念碑」が現存しているが、これは現状では天然記念物の附指定として扱われている。しかし、例えば4章で見た「米納津隕石落下地記念碑」が燕市指定史跡となっている事例や、3章で見た自然史資料である「佐渡鉾床の金鉾石」を産出した「佐渡金銀山遺跡」が国の史跡に指定を受けている先例からすれば、現時点で日本最古の化石発掘現場と考えられるこの産出地を、史跡の概念で文化財として捉え直すことは十分に検討可能と思われる。

一方で断層や堆積構造のような現地性が強く意識される自然史資料では、現地から切り出されると評価が低くなる傾向が認められる。例えば1925年に天然記念物に指定を受けていた「田辺の鬼橋岩」が1985年に指定解除となった⁵⁵⁾のは、1983年に主として安全上の理由から撤去されたためと考えられるが、一方で前章でも触れたようにそれ以前の1960年に移築された諫早市の「眼鏡橋」は、現地性が損なわれたにも関わらずその後も指定解除には至っていない。技術的及び経済的側面を度外視すれば、「田辺の鬼橋岩」を「眼鏡橋」のように取り外して公園に再設置する可能性も理屈の上では検討できないことはないはずだが、それで保たれる価値が、技術的経済的困難さに比べて小さいと認識されたために、指定解除という判断となったのだろう。確かに鬼橋岩については、仮に技術的経済的問題がクリアされて別置保存されたとしても、その価値が十分に保たれていると認識されるかは疑問ではあるが、これが地震に伴う噴砂や化石漣痕のような局所的な構造や形状に価値が認められる場合に、その部分が切り取られて建物内で保存された際に取り出された動物化石のように自然史資料としての価値が認められないのかどうかは、今後議論の余地がありそうに感じられる。こうした問題は、取り出された資料と現地と同じ天然記念物の範疇で指定を受けるだけの自然史資料では、取り出された資料に有形文化財という別の価値が見出される人文資料に比べて議論が行われにくいかと感じられ、「寺

「福童遺跡出土銅戈及び銅戈埋納遺構切取資料」のような人文資料の先例を参考とした今後の検証が望まれる。

また、断層露頭や堆積構造が確認可能な露頭の現地保存が試みられる際に、表面が植物などに覆われることで露頭が観察しにくい状態に至っている事例が少なからず認められる(図8)。これは、保存という言葉が現地の形状維持とイコールであるかのように誤認され、侵蝕を防ぐことが必要以上に意図されていることによる弊害と考えられる。4章の「大鹿村の中央構造線(北川露頭)」の事例でも見たように、断層や大規模な地質構造の場合には遺構とは異なり、一部が切り取られて以降にもその価値が現地に残存すると見做される場合は少なくない。であれば、切り取りや剥ぎ取り資料によって価値を伝えることを試みた場合に、そのことによる現地側の価値の損失は限定的に留められるケースも考えられる。また、現地での保存を考えても、ある程度までであれば露頭面の侵蝕を容認し、むしろ崩落によって表面が認知可能な状態を保つという方向性も検討される余地がある。これは、例えば河岸や道路の法面などで、定常的な侵蝕や表面崩落によって、露頭が良好な状態で観察可能なケースがある⁵⁶⁾ことが参考になるだろう(図9)。

これまでの考察を基に人文資料についてあらためて検討すると、不動産的価値の比重が大きい遺構が移動した場合に、遺跡としての価値が減じられたと評価されて文化財指定が憚られる場合も多かったかと思われるが、今回見てきた事例のように、それを有形文化財という概念で捉え直す余地も残されていると考えられる。例えば宮城県山元町の合戦原遺跡38号墓は、2018年に切り取られて山元町歴史民俗資料館内で展示公開されている遺構であり(図10)⁵⁷⁾、現時点では文化財指定を受けていない。しかし、県内では初めて発見された多様な図柄を持つ線刻壁画として学術的にも評価されているとされ、5章で見た「赤羽台第3号古墳石室」や「寺福童遺跡出土銅戈及び銅戈埋納遺構切取資料」の先例を参照すれば、これを有形文化財の概念として捉えることも検討可能だろう。

この他、現時点で未指定の鴨籠古墳の石棺の場合には、古墳現地がある宇城市から熊本市へと行政単位を跨いで移動しており、この点が、文化財指定を受けるに至らない要因の一つとなっている可能性も考えられる。前稿で流出文化財の返還問題に触れた際に、動産文化財における



図8 露頭の露出展示事例(文化財としては未指定)

火砕流堆積物の露頭が樹脂含浸強化されて公開されたが、すぐに植物に覆われ露頭観察ができない状態となっている。



図9 赤平川付近の千屋断層の露頭

科学処理も人為的管理もなされておらず、河川による侵蝕で露頭が観察可能な状態が保たれている。

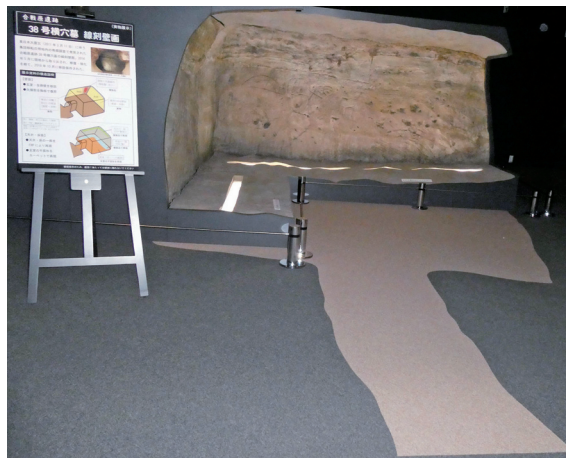


図10 山元町歴史民俗資料館で展示されている合戦原遺跡38号墓（未指定）
崖面に掘り込まれた横穴墓だったが、切り取られて移設されている。

現地の概念として「その文化財を生み出した地域」というニュアンスで、ある程度の空間的広がりを持った文化圏を指して捉えられる傾向を指摘したが、行政単位を超えて移動した状態にある資料では、この意味での現地性が損なわれたと認識されている可能性がある。4章で見たように、行政単位を跨いで移動されている米納津隕石現物が未指定で、落下地近傍の建物内で保存されてきた「櫛池の隕石」が文化財指定を受けていることもこれと無関係ではないかも知れず、このことが逆に「米納津隕石落下地記念碑」の文化財指定と、櫛池隕石落下公園が未指定である現状とを生んだ遠因とも考えられる。

しかし、城陽市の久津川車塚古墳の石棺が京都市内の京都大学に存在する状態で重要文化財指定を受けていたり、身の部分は上郡町の丸尾古墳内に残る陶棺の、蓋とされる部分が古墳現

地とは異なる赤穂市の有形文化財指定を受けている先例を考えれば、鴨籠古墳石棺のように行政単位を跨いで移動している資料についても、今後は移動先に存在する有形文化財として位置付けることも検討可能かも知れない。このような考え方は、自然史資料にも対象を広げて議論が深められる余地が残されており、例えば「狭山市笹井産出アケボノゾウ骨格化石」では、行政単位を跨いで埼玉県立自然の博物館で管理されている個体も、同じ埼玉県内という概念で埼玉県指定天然記念物として扱われている。だとすれば、例えば北海道博物館で管理されている幕別町出土のナウマン象化石や、国立科学博物館で管理されている米納津隕石、さらには3章で見た、江戸時代に天津市で発掘されて国立科学博物館で管理されている象の化石などについても、このような観点からの検証も求められる。

また、未指定である奈良県平群町の裏の谷磨崖仏が、2021年6月に切り取られたことが報じられている⁵⁸⁾が、5章で見たように、磨崖仏は不動産文化財として史跡指定を受けるだけでなく、有形文化財の概念で指定を受ける前例も多い。実際、有形文化財のみの指定を受けていた「烏ヶ淵石仏」のように、切り取りを経て以降にも指定文化財のままである事例も存在する。であれば、有形文化財としての評価次第にはなるが、裏の谷磨崖仏についても移設された場所において、その切り取られた磨崖仏を有形文化財と認識して保存が図られる余地は、十分に残されていると考えられる。

このように、範疇の異なる文化財同士の間を相互に比較検討することで、その文化財の新たな価値が認識される場合があり、それによってその文化財を保存する方向性についても選択肢が広がることが期待される。そうした過程を経ることで、それぞれの文化財の価値が有効に人々に伝えられていくことが望まれる。

謝辞 本稿を纏めるに当たり、以下の方々及び組織から有益な情報をご教示いただいた。(情報が本文内で使用されている順に) 東京文化財研究所の白石明香氏、大阪市立自然史博物館の佐久間大輔氏、上越市の草間敬子氏、上越清里星のふるさと館、大鹿村中央構造線博物館、上郡町の島田拓氏、熊本県立装飾古墳館の坂口圭太郎氏、九州歴史資料館の入佐友一郎氏、小郡市の山崎頼人氏、榎谷本石材の谷本雅一氏、山添村教育委員会、山元町の山田隆博氏、奈良県の光石鳴巳氏。また、現地調査において、以下の方々にご協力いただいた。(情報が本文内で使用されている順に) 文化庁の森井順之氏、群馬県の笹澤泰史氏、富岡市立美術博物館の星野結希氏、天津市歴史博物館の鯨井清隆氏、天津市在住の龍正義氏夫妻、東京文化財研究所の前川佳文氏、大阪市立自然史博物館の石田惣氏、大阪市の櫻井久之氏、御所浦白亜紀資料館の廣瀬浩司氏、池田市の中西正和氏、赤穂市の山中良平氏。以上を記して御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 朽津信明：文化財の現地保存を考える、保存科学、60、111-130 (2021)
- 2) 例えば <https://wa-trip.com/?press> (2021年12月3日閲覧)
- 3) 例えば、室井宏仁・奥本素子：COVID-19感染拡大下における博物館施設のオンライン発信の傾向と分析、科学技術コミュニケーション、28、1-10 (2020)
- 4) 千地万造：自然史博物館 人と自然の共生をめざして、八坂出版 (1998)
- 5) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC1000000214> (2021年12月3日閲覧)
- 6) <https://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf> (2021年12月3日閲覧)
- 7) <https://geopark.jp/about/> (2021年12月3日閲覧)

- 8) 朽津信明・森井順之: 保存科学から見た被災遺構の保存・活用の歴史、保存科学、56、15-32 (2017)
- 9) http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1783_tenmei_asamayama_funka/index.html (2021年12月3日閲覧)
- 10) 市坪弘: 火山灰に生きる、桜島の間人記録、中公新書 (1978)
- 11) 中東耕志: 富岡市上黒岩出土のオオツノシカー出土記録を中心として一、群馬県立歴史博物館紀要、3、pp.141-162 (1982)
- 12) <https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/67/rekip3.pdf> (2021年12月3日閲覧)
- 13) http://www.mus-nh.city.osaka.jp/collection/kenkado/top_03baiseki.html (2021年12月3日閲覧)
- 14) <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000009208.html> (2021年12月3日閲覧)
- 15) <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000435670.html> (2021年12月3日閲覧)
- 16) <https://www.jataff.or.jp/monument/28.html> (2021年12月3日閲覧)
- 17) 高松市教育委員会: 史跡天然記念物 屋島 (2020)
- 18) 龍河洞保存会: 龍河洞の自然 龍河洞開洞60周年記念 (1991)
- 19) 茅ヶ崎市教育委員会: 国指定史跡 旧相模川橋脚 (2008)
- 20) 難波宮址顕彰会: 森の宮遺跡 第3・4次発掘調査報告書 (1978)
- 21) 宮城県教育委員会・建設省東北地方建設局: 田柄貝塚 I 宮城県文化財調査報告書第111集 (1986)
- 22) 新潟県佐渡市教育委員会: 佐渡金銀山 佐渡金銀山遺跡 (上相川地区) 調査報告書 (2008)
- 23) http://sanbesan.web.fc2.com/ohda_library/matsushiro.html (2021年12月3日閲覧)
- 24) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6373.html> (2021年12月3日閲覧)
- 25) http://mahoroba.city.ibara.okayama.jp/detail_b.php?id2=80&map=n (2021年12月3日閲覧)
- 26) <https://www.town.ichinohe.iwate.jp/soshikikarasagasu/shogaigakushuka/bunkazaikakari/1/01/966.html> (2021年12月3日閲覧)
- 27) <https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shoukai/rekishi/taikonosayama.html> (2021年12月3日閲覧)
- 28) <https://www.vill.otari.nagano.jp/kanko/looking/kyodokan/facility.html> (2021年12月3日閲覧)
- 29) <https://www.pref.kyoto.jp/kankyo/rdb/geo/db/soi0078.html> (2021年12月3日閲覧)
- 30) <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/02100269.html> (2021年12月3日閲覧)
- 31) <https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/kyoiku/rekishibunnka/natural-monument.html> (2021年12月3日閲覧)
- 32) <https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/bunkagyousei/chikinotakara-r2-no10.html> (2021年12月3日閲覧)
- 33) <https://www.city.tsubame.niigata.jp/material/files/group/29/100521145.pdf> (2021年12月3日閲覧)
- 34) https://www.pref.kagoshima.jp/bc05/hakubutsukan/tennen/ken/42thread-lace_scoria.html (2021年12月3日閲覧)
- 35) <https://shizen.spec.ed.jp/%E5%A4%A9%E7%84%B6%E8%A8%98%E5%BF%B5%E7%89%A9%E3%80%8C%E5%8F%A4%E7%A7%A9%E7%88%B6%E6%B9%BE%E3%80%8D> (2021年12月3日閲覧)
- 36) <https://www.pref.nagasaki.jp/bunkadb/index.php/view/567> (2021年12月3日閲覧)
- 37) <https://www.pref.nagasaki.jp/bunkadb/index.php/view/554> (2021年12月3日閲覧)
- 38) 坂本治: 埼玉県狭山市笹井産アケボノゾウの骨格化石の産出について、埼玉県立自然史博研報

- 6、33-44 (1988)
- 39) <http://www.bunka.pref.iwate.jp/archive/hist164> (2021年12月3日閲覧)
 - 40) http://www2.pref.iwate.jp/~hp0910/education/jousetu_mokuroku.html (2021年12月3日閲覧)
 - 41) <https://mtl-muse.com/exhibit/display/kitagawa-sample/> (2021年12月3日閲覧)
 - 42) <https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/material/01.html> (2021年12月3日閲覧)
 - 43) <https://www.city.kita.tokyo.jp/hakubutsukan/rekishi/fureru/bunkazai/jujo/kofun.html> (2021年12月3日閲覧)
 - 44) <https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/201/10083> (2021年12月3日閲覧)
 - 45) 池田市教育委員会編：五月ヶ丘古墳復原調査報告書 (1980)
 - 46) <https://kamigori-town-museum.jp/cultural-asetts/546/> (2021年12月3日閲覧)
 - 47) <http://www.ako-hyg.ed.jp/bunkazai/shitei/shi10.html> (2021年12月3日閲覧)
 - 48) <https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/201/841> (2021年12月3日閲覧)
 - 49) 福津市教育委員会：国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画 (2016)
 - 50) <https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frmDetail.aspx?db=1&id=68> (2021年12月3日閲覧)
 - 51) 玉利勲：装飾古墳、平凡社カラー新書 (1978)
 - 52) <https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frmDetail.aspx?db=1&id=109> (2021年12月3日閲覧)
 - 53) https://www.vill.yamazoe.nara.jp/life/kurashi_guide/gakushu/bunkazai/bunkazai-son (2021年12月3日閲覧)
 - 54) <https://www.town.makubetsu.lg.jp/kyouiku/matikadogallery/naumanzokinenkan/naumanzo.html> (2021年12月3日閲覧)
 - 55) <http://www.town.shirahama.wakayama.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/41/2012teirei0315.pdf> (2021年12月3日閲覧)
 - 56) 朽津信明・森井順之：断層露頭の保存に関する保存科学的考察、文化財保存修復学会第39回大会研究発表要旨集、132-133 (2017)
 - 57) Yamada Takahiro (2018) 東日本大震災と合戦原遺跡の保存と活用：線刻壁画の移設保存、Civilizations (特別号)、233-247
 - 58) <https://news.yahoo.co.jp/byline/tanakaatsuo/20210827-00255241> (2021年12月3日閲覧)

キーワード：不動産文化財 (real estate cultural properties)；動産文化財 (movable cultural properties)；人文資料 (humanistic materials)；化石 (fossils)；天然記念物 (natural monuments)

***In-situ* Conservation of Natural History Materials as Cultural Property**

KUCHITSU Nobuaki

In Japan, natural history materials are categorized in cultural properties and can be designated as natural monuments by the central, prefectural, and municipal governments. The concept of *in-situ* conservation can also be defined for natural history materials, but whether they are preserved *in situ* or removed and stored in a building, they are all designated under the same category of “natural monuments.” There is no distinction between movable and immovable cultural properties in the designated natural monuments. In contrast, archaeological materials are often treated as part of a historic site if preserved on site, whereas as tangible cultural property if removed and preserved in a building. For this reason, in some cases, the concept of *in-situ* conservation of natural history materials seems to be regarded as less important than in the case of archaeological materials. Conversely, archaeological objects tend to be designated as tangible cultural property not on site *in situ* but only after they are removed and conserved in a building. It is hoped that this kind of comparative study will help to clarify the value of both natural history and humanistic materials, and that their respective values will be effectively and appropriately conserved with regard to the concept of *in-situ* conservation.